別紙５

売　買　契　約　書

１ 売買件名　　有価金属含有物の売買

２ 売買物品　　溶融飛灰・煙道スラグ

３ 契約種類　　売買契約

４ 契約種別　　単価契約

５ 引受期限　　令和３年３月１０日

６ 履行期限　　令和３年３月１７日（引受完了報告書提出期限）

７ 引渡し場所　諏訪市大字豊田字湖畔1866-1　諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

８ 契約代金　　売買単価は、１トン当たり金○○○○円×110/100

1円未満の端数が生じる場合

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○円×10/100）

９ 契約保証金　金〇○○円とする。（ただし財務規則第143条各号のいずれかに該当する

ときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。）

10 支払条件　　売払人は、買受人からの引受完了報告の提出を受け、売払い物件の引渡し

が全て完了したことを確認した後、買受人に契約代金の請求を行い、買受人

は売払人からの請求により契約代金の支払いを行う。

上記の調達について、売払人と買受人は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　 月　 日

売払人　諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

長野県諏訪湖流域下水道事務所

　　　　　　　所　長　　傳　田　克　己

買受人

（総則）

第１条　長野県諏訪湖流域下水道事務所長（以下「売払人」という。）と○○○○（以下「買受人」という。）は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　買受人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して売払人買受人間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して売払人買受人間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約保証金）

第２条　売払人が、契約保証金の納入を要するとした場合において、買受人は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、保証の種類が第３号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保の提供。なお、当該担保の種類及び価額は次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 種　　　類 | 価　　　額 |
| ア | 国債又は地方債 | 債券金額 |
| イ | 独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第１条に規定する法人の発行する債券 | 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額 |
| ウ | 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 | 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額） |
| エ | 金融機関の保証する小切手 | 金融機関の保証する金額 |
| オ | 金融機関の保証 | 金融機関の保証する金額 |

(3) 保険会社との間に長野県を被保険者とする履行保証保険契約の締結及び保険証券の寄託

２　前項第１号及び第２号の規定に係る契約保証金の額又は担保の価額は、契約単価に予定数量を乗じた額（その額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の10分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、買受人が同項第２号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第３号に掲げた保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　第１項により納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、買受人がこの契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する理由が生じたときは、売払人は、速やかに契約保証金又はその担保を返還するものとする。

５　契約保証金には、利子を付さないものとする。

（納入及び検査）

第３条　買受人は、契約書に掲げる引受期限内において、売払人が用意した売払い物件の全量について自らその重量を計量し、その引渡しを受けるものとする。

２　買受人は、売払い物件の引渡しを受けた都度、引渡しを受けた日から７日以内に、引受完了報告書を売払人に提出するものとする。

３　売払人は、買受人から前項の引受完了報告書の提出があったときは、その検査を行い、合格したときは引渡しを完了したものとする。

４　買受人は、前項の規定による検査の結果不合格となった引渡し物件について、売払人の指定する日までに再度引渡しを受け、検査を受けなければならない。

５　前２項の規定による検査に要する費用は売払人の負担とする。

（代金の支払）

第４条　売払人は、前条の規定により売払い物件の引渡しを行った後、支払条件に基づき、契約単価に前条の規定により引渡した当該売払い物件の数量を乗じた額（その額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）の納入通知書を作成し、買受人に送付するものとする。

２　買受人は、売払人から適法な納入通知書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

（危険負担）

第５条　第３条の規定による引渡し前に生じた売払い物件の亡失又はき損による損害は、売払人の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

（権利義務の譲渡、承継）

第６条　買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、売払人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約内容の変更）

第７条　経済状況の激変により、契約内容が著しく不適当となったときは、売払人買受人協議のうえ、契約内容を変更することができるものとする。

（契約解除）

第８条　売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 買受人が、履行期限内に売渡し物件の引渡しを受けないとき又は引渡しを受けることができないと明らかに認められるとき。

(2) 買受人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から売払人が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、買受人がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りではない。

（談合その他の不正行為による解除）

第９条　売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（2）買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（債務不履行の損害賠償）

第10条　売払人は、その責に帰すべき事由により、引受期限内に売払い物件を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、当該売払いに係る代金に対し年2.6％の割合で計算した額の遅延損害金を買受人に支払わなければならない。

２　買受人は、その責に帰すべき事由により、第４条第２項に規定する期限までに契約代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約代金に対し年2.6％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

３　買受人は、第８条及び前条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金の額に相当する額を違約金として売払人に支払わなければならない。

４　売払人は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

５　買受人は、第２項又は第３項の場合において、売払人の受けた損害が同項に規定する遅廷損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても売払人に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第11条　買受人は、第９条の各号のいずれかに該当するときは、売払人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の２倍に相当する額を賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

２ 前項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第12条　買受人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第13条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、売払人買受人が協議して定めるものとする。